**共同募金配分金返還承諾書**

この配分金については、下記の事項に該当する場合、当該配分金の全額または一部、配分金により整備（購入）した物品を返還することに同意します。

記

①「社会福祉法人愛知県共同募金会配分規程」第１０条に該当した場合または、第１１条を怠った場合。

②その他、愛知県共同募金会の運営に支障をきたす場合。

令和　　　年　　　月　　　日

法　　 人　　 名

代表者職・氏名　　　　　　　　　　　　　　　印

社会福祉法人愛知県共同募金会長　様

参考

|  |
| --- |
| 社会福祉法人愛知県共同募金会配分規程より（配分の取消し、返還）第１０条　つぎの各号の一に該当する場合は、配分の取消し、あるいは一部または全額の返　還をさせることがある。 (1)　事業を休止または廃止したとき。 (2)　整備費については、本会会長の承認なく工事を変更し、または取りやめたとき。 (3)　本会会長の承認なく工事（整備）が指定された年度以降にわたるとき。 (4)　配分金交付申請書、その他の提出書類の内容に虚偽の記載をしたとき。 (5)　共同募金の配分金を他に流用、あるいは監査（調査）を拒否したとき。 (6)　その他配分金の交付条件に違反したとき。（受配物件等の管理及び処分）第１１条　受配者は、県民の浄財を財源とする共同募金配分金により取得した物件を、善良なる注意をもって管理するものとする。２　共同募金配分金により取得した物件の管理期間は、配分年度終了後５年間とする。３　前項に規定する管理期間内に、当該物件を処分しようとするときは、所定の様式による申請書を本会に提出し、承認を受けなければならない。 |